

東日本経友会通信

カンボジアで韓国人気日本人気をどう？

日本の監理団体で最近、話題になっていることですが、カンボジアで技能実習生の候補者が集まらない、面接で合格又は許可後のキャンセルが多発ということです。

キャンセルした人達は、現地からの情報では、ほとんどが韓国へ労働者として出稼ぎに行くようです。

かつて、韓国は、日本の「外国人技能実習制度」をモデルにした「外国人産業技術研修制度」を運用していました。しかし、日本同様、人権侵害の問題が多発し「現代版奴隷制度」と批判されたことから、2004年に新しい外国人労働者受入れ制度として「雇用許可制」をスタートしました。

雇用を希望する企業は、政府機関に雇用の希望申込みを行います。希望した企業は誰でも受入れが可能になるわけではなく、政府の指示で、自国民の韓国人労働者の求人募集を一定期間行わなければ行けません。

一方で不法滞在問題

一方、韓国では正規の滞在資格のない不法滞在の外国人も増加の途をたどり、本年度には約42万人と過去最多を記録しております。

不法滞在の外国人を安い賃金で違法に雇用するケースも後を絶たず、問題の温床になっているようです。地域、業種別の最低賃金のない韓国ならではの問題と伝えております。

政府から許可を受けた後は、送り出しから受入れに至る過程を政府が管理することで、日本より短期間で行くことができ結果、費用も安く済むと言われております。

また、カンボジアは工業系の産業が少ないことから、建設業・農業・畜産業の求人が日韓共に多いと言われております。

地元の新聞記事では、特に畜産業の人氣が高く、その理由は、同じ賃金でも労働強度が相対的に低く、労働者としての熟練度が求められるためだと説明しております。

賃金に関しても、岩手県で働く実習生との比較では、韓国で働く労働者が7万円程度多く手取りを貰っていると紹介されております。韓国では住居が無償で提供されるケースが多いと聞いておりますのでその辺の影響も大きいと感じております。

歴史的な不安も含め、色々な意味で踏ん張りどころです。須藤 康則

「育成就労」法案が実質審議入り

技能実習制度に代わる外国人材受入れ制度「育成就労」を創設する入管難民法などの改正案は、28日の参議院法務委員会でも趣旨説明と質疑が行われ実質審議入りしました。

改正案は衆議院を通過しており、参議院での審議を経て今国会で成立する見込みとなっております。2027年に施行となる見通しです。

特定技能に移行職種の拡大

政府は、3月29日に「特定技能」外国人の受入れ枠の上限数や分野の追加について閣議決定しました。

自動車運送業等、4分野を追加する方針で現在の12分野から16分野に拡大し、新年度から5年間の受入れ見込み数は最大で82万人に設定しました。

また、既存分野からの変更内容は「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業分野」に名称変更。新たに7業務区分、(紙器・段ボール箱製造・コンクリート製品製造・陶磁器製品製造・紡織製品製造・縫製・RPF製造・印刷・製本)を追加、また、既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含めるよう、上乗せ基準告示を改正予定。

その他にも、スーパーマーケット等での食料品部門における惣菜等の製造も可能とするよう、上乗せ基準告示を改正予定。

技能実習2号移行対象職種の「家具製造」「リネンサプライ」等、現時点で対象外になっている職種がある点は課題となっております。

新入社員の紹介

入社日 2024年4月15日
ゲン フュ タン (31歳)

2022年3月に日本の大学を卒業後、通訳・翻訳を中心とした社会経験を積んできました。他の監理団体での経験もあり即戦力として期待の星です。他の社員同様、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。